

P1. 第3次 韓日会談 (1953.10.6-21)  
請求権委員会 会議録、第1 - 2次、  
1953.10.9 15

分類番号 723.1 JA  
登録番号 97

P2. 索引目録

分類番号	登録番号	生産課	生産年度	フィルム番号	フレーム番号
723.1 JA	97	政務課	1953	番号	始まり 終り
請 1953.10				C1 - 0002	1369 ~ 1408
1 - 2次					

機能名称 : 第3次 韓日会談 (1953.10.6-21)  
請求権委員会 会議録、1 - 2次、1953.10.9 10.15

一連番号	内 容	頁
1	第1次、1953.10.9	1372
2	第2次、1953.10.15	1384
		~ 1408

P3. 分類番号 723.1 JA 登録番号 97 保存期間 永久甲  
請 1953.10  
1 - 2次

機能名称 : 第3次 韓日会談 (1953.10.6-21)  
請求権委員会 会議録、1 - 2次、1953.10.9 10.15  
生産課 政務課 生産年度 1953

内容 1. 第1次、1953.10.9  
2. 第2次、1953.10.15

P4. 1. 第1次  
1953.10.9

P5. 韓日代第 5606 号  
檀紀 4286 年(1953 年)10 月 14 日  
大韓民国 駐日代表部  
公使 金溶植 ⑧  
外務部長官 閣下

韓日会談第1次財産及び請求権分科会議に関する報告の件  
標記の件に関しては別添韓日会談第1次財産及び請求権分科会議経過報告書を上達す  
るので、査収なされることを仰望いたします。  
別添 韓日会談第1次財産及び請求権分科会議経過報告書

P6. 韓日会談 財産及び請求権分科委員会 第1次会議報告書

一、日時と場所 檀紀 4286 年(1953 年)10 月 9 日午前 10 時 30 分から 11 時 30 分まで  
於ける日本外務省第 419 号室

二、出席者:

韓国側

張代表 (OBS)  
洪法務局長  
柳参事官 (OBS)  
崔総領事 (OBS)  
李韓銀外国部長  
張(師)、韓(奎)書記官

日本側

P7. 久保田外務省参与 (OBS)  
坂田大蔵省理財局長  
武内(ママ、竹内)外務省アジア第二課長  
土田大蔵省理財局外債課長  
吉田大蔵省理財局総務課長  
木元(ママ、木本)外務省条約局第三課事務官

三、会議経過と討議事項

開会劈頭に韓日側から、討議方法に関して前回の会議を反省して、その実体把握 (fact finding)の方法としては何らの成果を起こせられなかった点を指摘し、今度の会議では事実確定の根拠になる返還の原則を討議決定する方法を取ろうと提議したことにより、両者の意見が熱烈に交換された。

P8.

1、返還原則論と実体の事務的把握

韓国側から「前回の会議ではいわゆる fact finding 即ち請求権対象の実体を先に把握するために、韓日側から約 25 項目に関する照会策を提出し、日本側の調査を要請したのだったが、三ヶ月が経過しても日本側から何らの誠意ある答を得られないだけでなく、日本側は韓国が必死に反対するいわゆる在韓日本人財産に関する反対照会をしたから、事実把握でも依然と対立が表れたもので、また把握する実体の範囲が膨大なので時間も多くなるだろうから、今回の会議では返還の原則を討議確立されることが先決問題だ。したがって韓国側はこのような立場から、従来数次会談で主張した根拠と、前回第二次会議財産分科委員会会議で提出した米国国務省の法令第 33 号解釈に関する覚書を主張の論拠にして「韓国では日本または日本人の請求権は何もなく、今まで提出した項目とまたこれから提出するに関して、日本に対する韓国の請求権を返還しなければならないと主張するから、日本側のこれに対する見解を討議することで会議を進行させよう」と言う、

P9.

日本側からは「財産請求権に関して日本側としては従来の理論的見解を放棄できないものである。米国国務省の覚書(写本)も検討したが、平和条約第四条 b 項目に関する米国と韓国の解釈は同項で指摘された、私有財産を没収することになるので国際法に違反背他することになり、そう解釈したくない」と言うので

P10.

韓国側は「日本の好き嫌いに関係なく、まさにその処分の主体である米国の国務省が、それは没収だと断定するのに、日本が違うというのは笑い話ではないか」と追求し、日本側は「米国国務省の覚書でも、その前端においては日本の請求権がな

- いとしたが、その後端においては政治的意味の言句もあり、こういうことは両国間の交渉によって解決しなければならないと言及している。本件に関連して日本側が関心を持つのは、昨年の会談中梁大使と松本主席代表との非公式会談において、梁大使が発言した内容である。即ち日本側 MEMEO によれば梁大使は4月1日非公式会談で「請求権に関しては、日本側が一切の在韓請求権を放棄(give up)すると同時に、韓国がその対日請求権を放棄(give up)すれば、双方の問題がなくなるだろう」
- P11. また4月17日非公式会談で「われわれの希望は日本が対韓請求権がないということを確認し、韓国が対日請求権を放棄する、という諒解の上で問題を解決すれば良いだろう」
- その後、非公式会談で「……私は日本を離れることになるが、韓国は対日請求権を放棄する」と言明した。問題をこのように解決するならば、実に簡単だ」と指摘したことに対して
- 韓国側は「梁大使が非公式会談でそのような発言をする筈がない。それは韓国が日本に対する賠償を放棄するという意味で言ったものであり、日本側の誤解だろう」と否定した。
- 2. 財産請求権の放棄と国民感情**
- P12. 日本側から「在韓旧日本人財産の内(1)公有、国有財産は国際法においての、いわゆる国家継承の原則により当然韓国が相続することになるが、(2)その私有財産まで一方的に韓国に帰属するならば、即ち何らの理由なく没収されるならば、日本の国民感情が許さないうことになる。現在日本の国民感情において、特に韓国から帰国した者の中には過激な感情を吐露しており、例えば韓国が旧日本人財産を没収した以上、これに対処して在日韓人の財産を没収して帰還者に分配しろと言うまで訴えている」と発言すると、**これに対して韓国側は「国民感情に表れる現象から見れば、却って日本よりも韓国がより一層深い根を持っている。即ち旧総督時代の経済的統計によれば、全在韓財産の構成の95%が日本人の手に入り、韓人の財産は5%に過ぎなかった。このような資本構成の数字は日本の対韓経済的政策において、経済的搾取政策を取ったことを表すものである。このような政治的または経済的に不平等な制度と日本人に対する差別的待遇の下で蓄積した財産が在韓旧日本人財産なのである。韓日合併当時の財産構成を見れば日本人の財産はひとつもなかったのに、終戦の時には90%に変わってしまった状態を直視しなければならない。これを連合国はポツダム宣言によって「韓人の奴隷状態」と指摘したし、それを日本が承認したのは事実である。したがって在韓旧米軍政庁の命令によって、在韓旧日本人の財産が韓国に帰属したのである。これに対して日本国家がその個人に補償するかしないかは、日本国の内部的な問題に過ぎない」と反駁**
- P13. **しながら、韓国側の主張にたいして日本側の明確な答を強硬に要求すると、日本側からは「端的に言うならば日本側は『ノー』としか言えない。この分科委員会においては互譲精神で双方放棄が可だ」と言うので、**
- P14. **韓国側から「日本側は互譲精神の方法を主張するが、元来韓国の対日請求権は日本のそれと対処する性質のものではない。万一日本側のいわゆる請求権に対処するものならば、対日賠償請求権がそれになるであろう。現在われわれが要求しているものは、例えば太平洋戦争中韓人非動員者の未清算、貯金、その他確定債券のような清算的性質であり、政治的主張よりも法律的清算的請求権という範疇に局限されるものである。したがって両国の請求権の基礎には何らの共同の庭がないので、いわゆる互譲精神(give and take)が成立する余地がないのである。また例を挙げて言えば、最近日本政府はフィリピン国、インドネシア、ビルマなど南方諸国に対して賠償を履行**
- P15.

するために交渉しているが、それも 36 年間に亘って日本の搾取を受けた韓国に比較したら問題にならないものだ」と主張し、

日本側は互いに相殺するとしても、日本側が法的に支払い義務があるものは相殺の外にプラスして出す。つまり賃金未払い金のようなものは出すと提案したものを拒否した。

#### 四、次回会議

第二次会議の日時を 10 月 15 日(木)午前 10 時 30 分から日本外務省第 419 号室で開催することに決定した。

P16. 1. 第 2 次  
1953.10.15

P17. 韓日代第 5599 号  
檀紀 4286 年(1953 年)10 月 21 日  
大韓民国 駐日代表部  
公使 金溶植 ㊟

外務部長官 閣下

韓日会談第 2 次財産及び請求権分科会議に関する報告の件  
標記の件に関しては別添韓日会談第 2 次財産及び請求権分科会議経過報告書を上達するので、査収なさることを仰望いたします。

別添 韓日会談第 2 次財産及び請求権分科会議経過報告書

P18. 韓日会談 財産及び請求権分科委員会 第 2 次会議報告書

一、日時と場所檀紀 4286 年(1953 年)10 月 15 日午前 10 時 30 分から 12 時 30 分まで  
日本外務省第 419 号室

二、出席者:

韓国側

前回と同一

但し任、張両代表出席

日本側

前回と同一

三、会議経過と討議事項

P19. 会議は韓国側から国宝である古書籍に関する照会追加に関して、その目録を提出したことから始まったが、その返還の根拠論において韓国側が Restitution 原則を、日本は義務的に返還できないということ、それぞれ主張することによって意見の一致を見られず、次にこの財産及び請求権問題を討議するにおいて、在韓日本人財産取得の不当性如何が論議されるに随伴して、最も根本的な連合国の戦後処理に関する法理論が交換されたが、同論議を通して結局日本側から

(1) 平和条約締結以前に日本と関係なく領土を処理(韓国の解放と独立を意味する)した事実に対して

(2) 連合国の命令によって在韓日本人 60 万人が日本本土に返還された事実に対して

P20. (3) 連合軍の命令によって在韓日本人の財産が没収された事実と、そのように処理し

たという米国国務省の見解に対して、国際法違反だと発言し、  
(4)カイロ宣言において「韓国人の奴隷状態」・・・と宣言されたのは連合国の興奮の表現  
であるとしただけでなく、あげくには 36 年間日本の韓国不法統治は韓国国民  
に恩恵を施したとまで極限したことが動機になって、両国の法理の見解が完全  
に対立してしまった。

#### 1. 古書籍に関する照会追加と返還の根拠

- P21. 韓国側から、前回の会議(今春の会議)において韓国側で提出した請求権項目から照会事項  
に対する追加分として、韓国の国宝である古書籍目録(第二次分)を提示したこと  
に対して日本側が「それは請求権の内容として提示するのか」と問うたことが動機  
になり、韓国側から「それは Restitution の範疇に入るものである。第二次本会議に  
おいての金公使の発言の内、Restitution (賠償)に対する返還項目として清算関係を  
含めたものだ」と説明すると
- P22. 日本側からは「今春の会議で提出された古書籍目録を貰って調査した結果によると、ほ  
とんど大部分が正当な手段で取得したものだ。韓国側の目録は明治 23 年(西暦  
1890 年)、或いは昭和 16 年(西暦 1941 年)の内閣調査を資料にして作られたと思料  
される。このように正当に取得したいわゆる韓国の国宝をことごとく返還せよとい  
うことは、まるで米国ボストン博物館にある日本の浮世絵を、そこにあることだけ  
を理由にして返還せよというのと同じものである。万一当時総督の強権で搬出され  
たものがあるならば、いくらでも返還する。無償で取得したものはまったくない  
と思う」と主張するので、
- 韓国側では柳参事官個人の家宝、または古書籍搬出に関する実例を挙げて、「当初中枢  
院から、研究すると言いながら、道知事または警察署を通して搬出され、その後  
に返還されなかった。このような強制搬出の現象は全韓国に亘って発生したものであ  
る」と説明しながら、「無償で奪取したものだ」と反駁した。
- P23. これに対して日本側から「宮内庁または国会図書館の責任者が言明した所によると、  
搬出図書は韓国に置いて来たと言う。古書籍取得において、何ら不当性がないので  
義務として返還するものはない。したがって請求・返還という範疇として取扱わず、  
特に李大統領が関心を持っているもの位は、贈呈の形式ですら別途考慮する」  
と説明するので、
- 韓国側から「今までこの分科委員会では、韓国側からも返還要求の根拠を明かさずに、とに  
かく古書籍と美術品に限っては、日本側から自発的に返還するという雰囲気で作業  
を始めたのである。万一、日本側から今更事新しくこの問題に対する態度を直して、  
義務的に返還するものはまったくない、全部が合法的に取得したと主張するなら、  
ここで韓国側としても法理の見解をはっきり主張する。
- P24. 元来韓国所有だった古書籍、その他の国宝が現在日本にあるということだけをわれ  
われが立証すれば、36 年間の日本の権力機構の中でそれが全部不法に日本に搬出取  
得されたと推定されなければならないので、それが正当に取得されたということは  
日本側が逐一立証しなければならないだろう。だからわれわれは韓国所有と日本所  
在の事実だけ立証し、ここでその返還を強硬に主張するものであると追求して反駁  
すると、
- 日本側は「例え、韓国のそういう主張が正当だったとしても、韓国側の古書籍目録に  
徳川時代に持って来たものが含まれているのは不当だ」と主張した。
- 韓国側は「そういうことはわれわれが立証する」と答えた。

- P25. 2. 連合国の戦後処理の問題点  
 これからの会議運営に関して、  
 韓国側から原則論を明白にする前には会議が進捗しないことを、  
 日本側は互譲精神で妥協しようということをそれぞれ主張した後、  
 韓国側からは反駁して「韓国の対日請求権は対日賠償請求的性質のものは含ませずに、  
 純全な法的清算関係に局限したので、日本が最後まで相殺を主張するならば、韓国  
 側は対日請求権において再び新しい考慮をしなければならないだろう。韓国の国会  
 では水原虐殺事件、いわゆる治安維持法違反とって処刑された事実、合併時の不法殺戮事件に対する賠償、総督統治を通して世界市場価格より低物価で韓国の米穀、  
 その他重要物資を日本に搬出した低物価収奪の賠償を請求することを要求している。
- P26. 韓国側は日本が対韓請求権を主張することは、在韓旧日本人財産即ち韓国の富の80%  
 を占める財産の返還を要求するとは少しも予想しなかったもので、このような賠償的性質のものは保留し、同じ政治的経済的機構から分離されることで起きる法的清算的性質の請求  
 を、合理的な範囲内で日本の返還を要求、請求したものだ。にも拘らずして日本が36年  
 間、その権力機構の下で不当に蓄財した財産一切を請求することは不当なことで、  
 われわれの賠償要求に対応する性質のものだ」と主張すると、  
 日本側から「韓国側から対日請求権において新しい考慮、即ち賠償を要求するならば、  
 日本はその間韓人に与えた恩恵、即ち治山、治水、電気、鉄道、港湾施設に対して  
 まで、その返還を請求するだろう。日本は毎日(年)、二千万円以上の補助をした」  
 と主張すると、
- P27. 韓国側が「そういう言葉は、日本が韓国を占領しそういうことをしなかったなら、韓  
 国人はその間眠っていたということを前提にしと初めて成立する。日本がいなくても  
 も韓国は、近代国家として当然な進歩を遂げていだろう」と反駁した。  
 日本側から「当時を外交史的に見た時、日本が進出しなかったならロシアまたは中国  
 に占領され、現在の北韓のようにもっと悲惨だっただろう」と隠れている底意を吐  
 露すると、  
 韓国側からはこのような不遜な態度に対して「日本が補助金を提供したのは韓人のた  
 めではなく、日本の権力機構の擁護のためにしたものだ」と反駁しながら、  
 「韓国側はこの会議において過去を取り上げないようにしようとしたが、日本側が  
 そこまで主張するなら、この会議を危険にするものである。もう一度言うとなら日本側  
 謙遜な態度を取ることを望む」と主張すると、
- P28. 日本側は「過去を語らずに、また賠償などを取り上げずに、単に法律面においての討  
 議をしよう」と反駁したことが契機となり、討議は在韓日本人蓄財の正当性如何に  
 集中した。  
 韓国側から「在韓日本人の蓄財が正当だと思ふのか。当時の資本構成だけ見ても95%  
 が日本人のものとなっていた事実までも、平等な機会によって獲得したものと思ふ  
 のか。一例を挙げれば漁業権、鉱業権のような官免許によるものは、韓人はまったく  
 所有できなかったし、あげくには銭湯、理髪業、タバコ販売業まで日本人の手に  
 集中していたことをどう見ているのか」と聞くと、
- P29. 日本側は「それは資本主義時代においては仕方のないことだ」と答えた。  
 韓国側から「それなら連合国がなぜ、あのカイロ宣言において『韓人の奴隷状態』と指摘し  
 たのか」と聞くと、  
 また日本側は「それは連合国が戦時中興奮して言ったものであり、連合国自体の人格を損  
 傷させるものだ」と答えた。

- P30. 日本側から「韓国側の見解によれば、日本の対韓請求権は成立しないと主張するが、ベルサイユ条約第 11 条第 4 巻付属第一によると『ドイツと連合国の双方敵産移転命令の効力を認定するが、その代償に対する請求権がある』と、またチェコスロバキア国条項においてドイツ国財産を清算する権利はあるが、その代償は返還せよと各々規定されたことから見て、日本も対韓請求権が成立する」と反論したのに対して、
- 韓国側が「ベルサイユ条約における移転(transfer)命令と法令第 33 号の命令とは事情が違う。英国の敵産管理令にも没収(vest in)と規定されているが、所有(owned)とは規定されなかった。このように帰属だけでなく所有まで規定した国際的先例はない。また当該処分主体である当事国としての米国も、これは没収だという見解を持っている以上、即帰属所有、即没収の意図で連合国と米国が処分した結果、その所有権が一旦米国当局に帰属したが、米韓間の財政及び財産協定によって、韓国に譲渡されたものだ。だから万一日本に不平があれば、米国に対して言うのが妥当だ。
- P31. のみならず一歩進んで第二次世界大戦以後には、解放という新しい国際政治的現象が発生した。したがって連合国の戦後処理において第一次世界大戦以後とは違う。即ちサンフランシスコ平和条約締結以前に、財産処理よりもっと重要な領土処理を日本の同意なく実施した。即ち奴隷状態にあった韓人を日本から解放させるために、韓国を独立させ、そこに住んでいた日本人 60 万人を一時に追放し、その財産を没収して韓国に帰属させた。この財産の没収ということは、このような解放という大きな処理のひとつの現象に過ぎない。このような事実は私有財産没収よりも、従来の国際法に比べてみて、どう説明するべきかと聞くと、
- 日本側は「そういう連合国がしたことは、国際法違反だと思う」と答えた。
- P32. 韓国側から「日本側は在韓(日本人)財産の処理に関して、私有と国有を区別すると主張しているが、現代に来ては実際このような区別をすることが合理的でない場合が多い。例えば鉄道事業、電気事業など国家的性格を帯びた大事業を私営とするか、国営とするかは、国策如何により決定されるものなので、こんな事業が被征服国家が独立する場合に、新国家に継承される余否を、国有国営または私有私営かという偶然な要素によって左右されることがあり不合理になった。のみならず近代戦はその性格上総力戦なので、国家はその国民の個人財産を徴発して国家、戦争に動員されたことを想起させる。だから参考だけにすれば、ソ連は満州または北韓にある日本人財産を軍事占獲物として取扱って没収した。
- P33. 一方サンフランシスコ平和条約によると連合国にある日本人財産だけではなく、枢軸国、中立国にある日本人財産も、その原所有者との関係なく没収された。このような一連の処置も国際法違反だと思うのか」と聞くと、
- 日本側は「そうだ。私所有権不没収の原則に違反し、国際法違反だ」と答えた。
- これに対して韓国側は「そうではない。今度の戦後において連合国の日本人財産処理状況を見れば、日本固有の領土内にある私有財産は依然尊重したし、ただその在外財産を非日本化したのだから、このような世界的な非日本化措置のひとつとして、在韓日本人財産を処理したものである。韓国の即ち奴隷状態の地域に所在していた日本人財産は、元来権力的搾取によって不法に取得したのだからと没収したのだから、当該地域を解放させるという第二次大戦後の新しい高次の理想念、即ち私所有権尊重よりもっと高次的で、より強い理想を実現させるために取られたものだ」と説明すると、
- P34. 日本側は「連合国が中立国に所在する日本人財産まで没収したのは不当だ」と主張した。
- 韓国側は再び、連合国の高次の政策が妥当だと、実例として対イタリア条約におけるエチオピア条項に言及して、「英米両国もエチオピアに所在するイタリア財産を返還することを

- 認定しなかった」と主張すると、  
日本側では「元来、割譲地域にある財産は被割譲国(イタリア)に返還するのが当然だ。イタリアのエチオピア進出に関して、英米両国は当初からこれを承認しなかったから事情が違  
P35. う。しかしフランスは承認したのだ。個々その境遇が違うので一律的には言えないので、それを相互協議して決定しなければならない」と主張した。
- P36. 韓国側から「日本側は会議運営方法に関して、どうするつもりなのか」と聞いたのに対して、日本側は他の問題が具体化するまで待とうと前提し、「この財産及び請求権分科委員会議は漁業問題と関連があるので、来週頃漁業分科委員会議において日本側で提出する提案に対して、万一韓国側で賛成しなければこの分科会議も接近できないものと思う」と強調した。
- 韓国側から「記録のために聞くのだが、日本側は前回に韓国側の主張に対して『ノー』と言わざるを得ず、しかし法的義務があるものは支払うと言いながら、例を未払い賃金のようなものと言ったが、そうか」と聞くと、  
日本側は「そうだ」と即答した。
- P37. 韓国側から「韓国側で今まで提出した各請求項目の内、どんな項目に関して即答できるのか」と聞くと、  
日本側は「例えば戦時中、被動員者に対する未清算の件は支払いするだろう」と答えた。
- 終わりに韓国側から、この会議の経過を細かく見て「どんな点から見ても、日本は先進国<sup>国</sup>の立場にいるのにも拘らず、36年間日本が取った不愉快な事実を話せば限がないのだ。両国の親善を図るために早急に会談を妥協させなければならない。この会談を妥協させるにおいては、日本は厳然たる現実、即ち戦後米国が取った処分によって結果的に国際政治の現実を事実そのまま是認しなければならないだろう」と発言すると、
- P38. 日本側は「予定しないものまで言及したが、他意があるものではなかったので、万一日本側が不遜な態度や印象を与えたものだったら許して頂きたい」と言い、「韓日関係を早急に解決するために努力する」と答えた。

次の会議を10月23日(木)午後2時頃に日本外務省第417号室ですることに決定した。



- 2 -

having so courageously entered into independence, has been made to suffer unprecedented disaster as the victim of the world strategy of international communist power. It is with the greatest admiration that we regard the resoluteness with which your Government and people are facing this grave situation and fighting the aggressor for freedom and independence. We fervently hope that at the earliest date peace will come to reign again over the whole of Korea and that the wounds of aggression will be healed, economic recovery be advanced and the complete independence of the Korean people be attained as soon as possible.

The Japanese Government places the greatest importance upon the normalizing of relations with the Republic of Korea and hope to be able to establish stable relations with your country first before all Asiatic nations.

In these circumstances, I think that it is especially appropriate, in view of the contribution which would be made to the maintenance of peace in Asia and in the world, that representatives of your country and mine should foregather and endeavor sincerely to adjust the various problems outstanding between the two countries and to lay the foundation for a stable good-neighborly relationship.

Our Delegation is prepared in accordance with the agreement made last autumn to enter into discussion with your Delegation on various basic matters relating to the adjustment of relations between our two countries.

1407

439

- 3 -

countries, such as the establishment of diplomatic relations, the conclusion of a fisheries agreement, the adjustment of claims and others. Furthermore, we would like, if necessary, to take up for discussion the question of the nationality and treatment of Korean residents in Japan and the question of the disposal of certain ships, upon which two questions accord on the main points is being worked out through the untiring efforts of the representatives of both countries.

It is my firm belief that peace and happiness for our peoples is all that both our countries want and that neither of our countries have any intention of satisfying that want at the expense of the other party. I am convinced that, if we should recognize this and hold our discussions at this conference with mutual understanding and sympathy and in the spirit of conciliation, this conference will certainly be a success.

In conclusion, I would like to express our gratitude to your Government for having sent your Excellency and you gentlemen to our ~~country~~ country and to welcome you gentlemen once more, and in addition to express the profound hope that this conference will come to a successful conclusion and that permanent friendly relations will thereupon be established between Japan and Korea.

1408

440